

大阪府安全なまちづくりボランティア団体表彰実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府表彰規則（昭和43年大阪府規則第12号）に基づき、犯罪のない「安全なまち・大阪」の実現に向けて、安全なまちづくり活動を先駆的、意欲的に実践している団体の表彰の実施について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、表彰状（別記様式第1号）を授与して行い、これに副賞を付すことができる。

(表彰の基準)

第3条 この表彰の基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 表彰は、大阪府内において次のいずれかの活動を概ね3年以上継続して実施しているボランティア団体（原則として構成員が常時5人以上の団体をいう。）であって、その功績が顕著である団体を対象とする。

(イ) 防犯パトロール

(ロ) 防犯に関する啓発活動

(ハ) その他犯罪のない安全なまちづくりに有益な活動

(2) この表彰の対象となる活動等について、叙勲、褒章又は大臣若しくは知事の表彰を受けたことのある団体は、表彰の対象としない。

(表彰数)

第4条 表彰数は、若干数とする。

(候補団体の推薦)

第5条 市町村長は、第3条の基準に該当し表彰にふさわしい団体があるときは、管轄する警察署長の意見を聴いて、表彰推薦書（別記様式第2号）により知事に推薦することができる。

2 推薦団体数は、原則として1市町村につき1団体とする。ただし、やむを得ず複数

を推薦する場合にあっては、推薦者は推薦理由を明記した推薦一覧表（様式第3号）を推薦書に添付するものとする。

（委員会の設置）

第6条 知事は、表彰団体の決定に際し、専門的見地からの意見を聴取するため、別に定める者からなる委員会を置く。

2 委員会は、当該委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

（表彰者の決定）

第7条 知事は、第5条に規定する候補団体の中から表彰団体を決定する。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年8月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

表彰状

様

貴団体は〇〇〇〇〇〇〇に尽力され安全なまちづくりの推進に大きく貢献されましたのでここに表彰します

年 月 日

大阪府知事名

大阪府安全なまちづくりボランティア団体表彰推薦書

被推薦者

令和 年 月 日現在

(ふりがな) 団 体 名	() 代表者氏名	団体の 概 要	(設立年月日) 年 月 日 (構成人員) 人
所 在 地	〒 電話 () -		
活 動 名			
活 動 開 始 年 月	年 月～ (継続年数 年 月)		
具 体 的 な 活 動 内 容	活 動 の 内 容	活 動 の 頻 度	

活動の経緯	<p>※活動の主な経緯について記入してください。(長期にわたる場合は概ね過去5年程度)</p> <p>年 月 年 月</p>
参考事項	<p>※活動に関する表彰歴、活動に関して特筆することがあれば記入してください</p>

※活動に関する参考資料があれば添付してください

推薦者

市町村	<p>市町村名 代表者職氏名</p> <p>住 所</p> <p>担当者所属、職、氏名</p> <p>電話番号 — — F A X — —</p>
推薦理由	

警察署長の意見	
---------	--

大阪府安全なまちづくりボランティア団体表彰推薦一覧表

市町村名

被推薦団体名	活動名	活動 年月数	最も評価した点
		年 月	

複数の団体を推薦する理由

--

※欄が足りない場合はコピーしてお使いください